

新座市学校評価システム推進マニュアル



新座市教育委員会

令和5年2月

目 次

	はじめに	2
1	学校評価の目的	2
2	学校評価の形態	3
3	自己評価	3
4	学校運営協議会による評価	4
5	評価項目ごとの質問項目	6
6	学校評価年間の流れ【例】	8
7	自己評価・学校運営協議会による評価の実施と課題報告書の作成	9
8	保護者・地域、児童生徒へのアンケートの実施	14
9	自己評価・学校運営協議会による評価の公表	14
10	参考	16

はじめに

このマニュアルは、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条、67条、68条に基づき、新座市小、中学校管理規則第19条の3から6に規定する学校評価を実施するための新座市立小・中学校における学校評価システムについて必要な事項をまとめたものです。

新座市では、平成18年度文部科学省から「学校評価システム構築事業」の委託を受け、「学校評価システム構築運営委員会」を立ち上げました。平成19年4月には中間まとめとして、リーフレット「学校力の向上につながる学校評価システムの確立をめざして」を作成しました。平成20年3月新座市立小・中学校において学校評価を具体的に推進し、実施するためのマニュアルを発行しました。これにより、市内すべての学校で共通の評価項目を設定し実施に至りました。そして、市内全体の集計を行い、公表してきました。しかし、これまでの新座市学校評価システムの評価項目と質問項目について現在の学校教育の実態を鑑み、令和4年新座市学校評価システム検討会議において、質問項目の見直しと評価方法を検討し、各学校の重点目標に基づいた学校自己評価を実施することとしました。

1 学校評価の目的

(1) 学校運営の改善と教育活動の充実

学校の教育活動や組織を活性化し、学校全体の教育力を高め、保護者や県民の信頼と期待に応える学校づくりを進めるためには、各学校が児童、生徒の状況、教育課程の実施状況、学校運営の進め方などについて、幅広い角度から点検し、積極的に評価を実施することが重要です。校長をはじめとする教職員が、保護者や地域の人々とともに、様々な教育活動について評価するシステムを学校内に確立することにより、より一層の学校運営の改善や教育活動の充実が図られます。



(2) 保護者や地域と連携した開かれた学校づくり

学校の教育活動を保護者や地域と一体となって展開していくためには、学校の目標、活動状況、成果などの情報をただ単に公開するだけにとどまらず、情報を受ける側が学校の教育活動に満足し、学校教育の成果に納得しているかなど、的確に把握することが大切です。さらに、その結果を積極的かつ組織的に受けとめて、学校全体と



して教育活動に反映させていくことが学校への信頼獲得のためには必要であり、学校と保護者や地域をつなぐ、いわば「コミュニケーション・ツール」として学校評価システムは重要です。

(3) 保護者、地域及び市民に対する説明責任を果たすことにより開かれた学校を目指す

今後、学校は児童生徒等の実態や地域の特性に基づいてより多くの自主的な取組が求められ、それに伴い、学校の裁量権を拡大していくことが想定されます。そのため、学校の説明責任や評価もより一層重要となり、これが学校の教育力の向上にもつながるものとなります。

2 学校評価の形態

(1) 自己評価

自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものです。

(2) 学校運営協議会による評価

学校運営協議会による評価は、学校運営協議会（保護者、地域住民、当該対象学校の校長、学識経験者等）において、教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果を客観的に評価することを基本として行うものです。

3 自己評価（中間評価時「中間自己評価」本評価時「自己評価」とする）

(1) 目標の設定

各学校において学校教育目標を具現化するための短期的な学校経営の方針を策定します。

- 学校が短期的に特に重点を置いて目指したいと考える成果・特色や、取り組むべき課題
- 前年度の学校評価の結果及びそれを踏まえた改善方策
- 児童生徒、保護者、地域住民に対するアンケート、保護者や地域住民との懇談会などを通じて把握した学校への意見や要望、またそこから浮かび上がる課題に基づき、重点的(あるいは段階的)に取り組むことが必要な単年度などの短期的(場合によっては中期的)な目標や教育計画を具体的かつ明確に定める。

その際9年間の学びを通じて達成すべき目標を設定した上で、学年段階の区切りに応じた目標を設定することを基本とします。なお、重点として設定する目標等は、学校運営の全分野を網羅し設定するのではなく、学校の全教職員がそれを意識して取り組むことができるなど実効性あるものとなるよう、学校が伸ばそうとする特色や解決を目指す課題に応じて精選します。

(2) 自己評価の評価項目・指標等の設定

短期的(場合によっては中期的)な重点目標等の達成に向けた具体的な取組などを評価項目として設定します。評価項目・指標等の設定に当たっては、設定した重点目標等の達成に即した具体的かつ明確なもの(P7参照)とし、教職員が意識的に取り組むことが可能な程度に精選します。また、学校運営協議会による評価の評価者や一般の保護者等が理解できるように、いたずらに網羅的になったり詳細かつ高度に専門的な内容となったりしないよう留意します。また、学力の状況に偏重するなど特定の成果等によって一面的に学校運営が評価されることのないよう、評価項目・指標等を適切に組み合わせるよう留意します。

Point



重点化された具体的な目標の設定

重点化された目標設定による自己評価のため、重点目標は学校の課題に即した具体的に明確なものとする、網羅的な設定を避けて精選すること。

PDCAサイクルによる自己評価

重点目標に基づく評価(評価項目の設定)、評価結果に基づく改善方策を立案する。

全方位的な点検・評価と日常的な点検

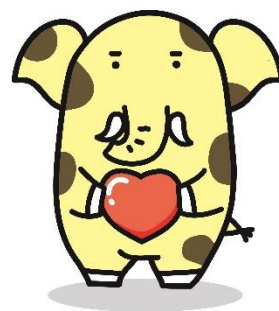
学校が抱える課題等を把握するためには、全方位的な点検が重要である。学校として当然に満たすべき法令上の諸基準等を満たしているかどうかという合規性に配慮する。

4 学校運営協議会による評価

(1) 学校運営協議会による評価の在り方

学校運営協議会による評価は、自己評価の結果について評価を行うことを基本とします。

学校及び学校運営協議会による評価の評価者は、評価を進めるに当たり、学校運営協議会による評価が学校と保護者・地域を結ぶコミュニケーション・ツールであることに留意します。そのため学校は、学校の状況や努力が評価者に理解されるよう十分な情報提供や学校の公開を行うことが重要です。また、評価者は、家庭・地域においては学校運営改善のための窓口の一つとして学校に対して意見を述べるとともに、学校の理解者としてその実践について客観的な成果を伝えていくことが期待されます。



(2) 学校運営協議会

新座市学校運営協議会規則により、各学校は学校関係者などにより構成される委員会(以下「学校運営協議会」という。)を置いています。

○ 学校運営協議会の構成

学校運営協議会の委員は10名以内とし、保護者、地域住民、当該対象学校の校長、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命します。

(3) 学校運営協議会による評価の実施

各学校は、学校運営協議会による評価の実施に先立って、下記資料を提示し、教育活動その他の学校運営の状況について学校運営協議会において協議を行います。

- 重点目標など具体的な目標や計画
- 本年度の自己評価の評価項目などの取組状況
- 前年度の自己評価・学校運営協議会による評価の結果及びそれらを踏まえた改善の状況

その他、学校運営協議会による評価の実施に必要と考えられる資料や、学校運営協議会から求められた資料については、提示することが適当ではないものを除き、学校は積極的に提示します。

学校運営協議会による評価においては主体的・能動的な評価活動が期待されており、例えば学校の求めに応じてアンケートに回答するのみや、自己評価の結果について単に説明を受け意見聴取されるのみなどの受動的な評価活動に留まることのないよう留意します。学校運営協議会は、評価を行うに先立ち、授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、校長など教職員や児童生徒との対話等を行います。

これらを通じて、学校運営協議会と学校との間での十分な意見交換や対話を行い、学校の状況について相互の共通理解を深めるよう留意します。

学校運営協議会は、各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度の学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することを基本とします。具体的には、次の4点を評価します。

- 自己評価の結果の内容が適切かどうか
- 自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
- 学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切かどうか
- 学校運営の改善に向けた実際が取組が適切かどうか

Point



自己評価を踏まえた学校運営協議会による評価

学校運営協議会による評価には、自己評価の結果を評価することを通じて、

- (1) 自己評価の客観性・透明性を高めること
- (2) 学校・家庭・地域が共通理解のもと、その連携協力により学校運営の改善に当たることが期待されており、学校・家庭・地域を結ぶ「コミュニケーション・ツール」としての活用を図ることが重要

主体的・能動的な評価活動

アンケートへの回答や自己評価結果についての単なる意見聴取などの受動的な評価ではなく、評価者の主体的・能動的な評価活動を実施する。

5 評価項目ごとの質問項目

- (1) 市内共通評価項目として、5つの大項目を設定します。
 - ①組織運営
 - ②学力向上
 - ③豊かな心の育成
 - ④健康・体力の向上・安全
 - ⑤保護者・地域との連携協力

- (2) 評価項目ごとの質問項目については、次の各評価項目の中から各学校の重点目標に基づいた評価項目を1つ以上選択します。その際、各校の実態に応じて文言を変更するなど、学校評価が各校の重点目標の評価・改善に資するものとなるようにします。また各評価項目の質問項目について各学校の重点目標に基づいた各学校独自の質問項目を設定することができるものとします。質問項

目の選択、設定については総花的にならないよう、項目数をいたずらに多くすることがないように設定します。

組織運営	
1	学校は、働き方改革を進めるため、校務分掌や教育課程等を適宜見直し、教職員の意識を高めるよう組織的に取り組んでいる。
2	学校は、ICTを活用する等、校務業務を効率化し、働き方改革に取り組んでいる。
3	学校は、児童生徒の発達の段階に応じた適切な配慮を行い、一人一人にとって最適な学びを提供するよう努めている。

学力向上	
1	学校は、児童生徒が学習内容の理解を深めることができるよう、指導と評価の一体化を重視した授業を展開している。
2	学校は、各教科の指導において「見方・考え方」を軸としカリキュラム・マネジメントを生かした授業を展開し、資質・能力の育成に努めている。
3	学校は、ICTを有効に活用し、発達段階や学力・能力に即した学習指導を行っている。
4	学校は、児童生徒が場や相手、目的に応じた言葉遣いや話し方の実践によりコミュニケーション能力を高めている。

豊かな心の育成	
1	学校は、児童生徒が友達や教職員・来校者に進んであいさつする環境を醸成している。
2	学校は、児童生徒一人一人が個の特性を認め合って学校生活を送ることができる環境を整備している。
3	学校は、教職員自らが手本となり、児童生徒に対して規範意識を高める指導を行っている。

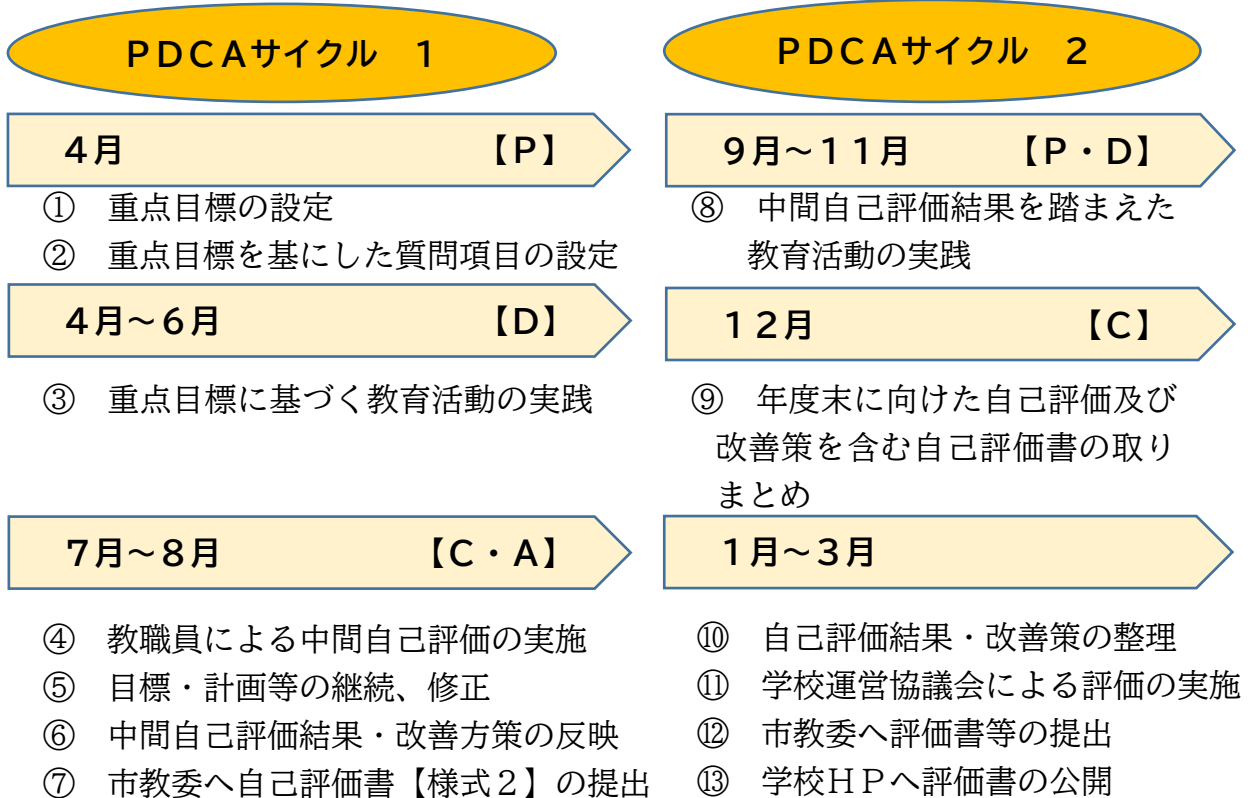
健康・体力の向上・安全	
1	学校は、体育や部活動、休み時間などを通じて、児童生徒が意欲的に運動に親しむような取組を行い、体力向上に努めている。
2	学校は、食に関する意識を高める食育に取り組むなど、計画的に健康教育を推進している。

3	学校は、事故や不審者の侵入等の緊急事態発生時に適切に対応できるよう、危機管理マニュアル等を作成し、迅速に対応できる体制を整えている。
---	--

保護者・地域との連携協力	
1	学校は、保護者や地域住民の意見を取り入れる機会を積極的に設け、学校に寄せられた具体的な要望や意見を把握し、適切に対応している。
2	学校は、学校だよりやホームページなどで、教育活動の様子や成果・課題などについて定期的に情報提供している。
3	学校は、保護者や地域と連携した活動を計画的に実施している。
4	学校は、保護者や地域の方が教育活動を参観できる機会を設けている。



6 学校評価年間の流れ【例】



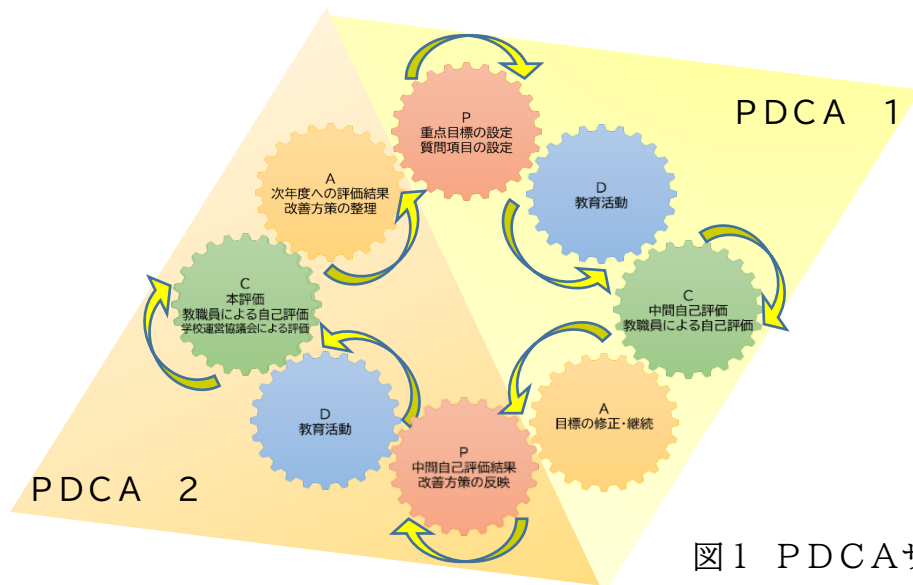


図1 PDCAサイクル図

7 自己評価・学校運営協議会による評価の実施と課題報告書の作成

- (1) 中間自己評価、自己評価ともに【様式1】自己評価シート(図2)を使用し、学校運営協議会による評価は【様式3】学校運営協議会による評価シート(図3)を使用します。

[図2【様式1】自己評価シート]

様式1 令和 年度新座市学校評価システム 自己評価シート(教職員用)

新座市立()学校・氏名()
実施年月日 令和 年 月 日

評価シートの記入の仕方について
 ・各質問項目について、ABCDの欄に「○」を記入します。評価のめやすは以下のとおりです。
 ・「改善策として考えられること等」の欄には、それぞれの評価項目に関して、その改善策として考えられること等ありましたら自由に記述してください。

S: 目標(設定した項目)を完全に達成できた状況(目標を大きく上回る)
 A: 目標(設定した項目)をほぼ達成できた状態(達成度9割以上)
 B: 目標(設定した項目)を達成できなかった状態(達成度7割以上)
 C: 目標(設定した項目)を達成できなかった状態(達成度7割未満)

目指す学校像 (重点目標)	
------------------	--

評価項目	質問項目	評価				評価の説明及び改善策として考えられること
		S	A	B	C	
組織運営						
学力向上						
豊かな心						
健康・体力						
地域との連携						

[図3 【様式3】 学校運営協議会による評価シート]

様式3 令和 年度新座市学校評価システム学校運営協議会による評価シート

No.1

目指す学校像 (重点目標)		学校名	学校		
		実施日	令和	年	月 日

<記入の仕方>

- 「自己評価」及び「学校運営協議会による評価」の欄には、S A B Cを記入してください。
- 「自己評価についての説明」の欄には、その評価に至った理由及び自己評価の結果を学校がどのように受け止めるか特記事項がある場合のみ記載してください。

評価項目「組織運営」

質問項目	自己評価	自己評価についての説明	学校運営協議会による評価	学校運営協議会による評価についての説明

評価項目「学力向上」

質問項目	自己評価	自己評価についての説明	学校運営協議会による評価	学校運営協議会による評価についての説明

評価項目「豊かな心の育成」

質問項目	自己評価	自己評価についての説明	学校運営協議会による評価	学校運営協議会による評価についての説明

評価項目「健康・体力の向上・安全」

質問項目	自己評価	自己評価についての説明	学校運営協議会による評価	学校運営協議会による評価についての説明

評価項目「保護者・地域との連携協力」

質問項目	自己評価	自己評価についての説明	学校運営協議会による評価	学校運営協議会による評価についての説明

学校評価委員会

(1) 学校評価委員会

学校には、学校自己評価を行うための学校評価委員会（企画委員会等学校により名称は異なる場合があります。）を設置します。構成は、校長・教頭・各主任等で構成します。必要に応じて保護者を加えることもできます。

(2) 学校評価委員会は次のことを行います。

- ① 年間評価計画の作成
- ② 評価項目の検討
- ③ 自己評価の実施、集計
- ④ 学校運営協議会による評価の実施、集計
- ⑤ 評価結果の分析、課題の検討
- ⑥ 修正案、改善策の検討
- ⑦ 市教育委員会への提出書類の作成
- ⑧ 学校だより、ホームページ等を用いた評価結果の公表



自己評価の実施

(1) より短期のPDCAサイクルを設定するため、自己評価を年2回（中間評価（7月）と本評価（12月））実施します。

(2) 評価シートへの記入

- ① 自己評価の実施あたっては、【様式1】自己評価シートに記入します。
- ② 評価はS・A・B・Cの4段階による評価を行います。各段階は、次の基準目安とします。



- S：目標（設定した項目）を完全に達成できた状況（目標を大きく上回る）
A：目標（設定した項目）をほぼ達成できた状態（達成度9割以上）
B：目標（設定した項目）を達成できなかった状態（達成度7割以上）
C：目標（設定した項目）を達成できなかった状態（達成度7割未満）

③ 改善策として考えられることやそのように評価した理由をコメントとして書きます。すべての項目について、コメントを書くようにします。

(3) 評価シートの集計・集約

- ① 記入された評価シートを、集計シートで集計します。4段階の評価がグラフ化されて表示されます。
- ② 記入されたコメントを、項目ごとに転記します。
- ③ 集計した評価と、記入されたコメントから、課題を明確にします。
- ④ 観点ごとに、総評をまとめます。総評は学校評価委員会で協議を行い、学校としてのまとめにします。
- ⑤ 集計結果は職員にも示します。本評価では、各項目のコメントをひとつにまとめ、原案を職員に提示し、協議してひとつの文章にします。

(4) 資料の提出と学校運営協議会による評価委員への提示

- ① (3)で集約・集計したシートを市教育委員会に提出します。
- ② 学校運営協議会による評価委員にも資料を送付します。

(5) 課題への対応の検討

- ① 集計・集約結果から課題を検討します。
- ② 対応策を学校評価委員会で検討します。
- ③ 中間評価結果を踏まえた教育活動の実践をします。

課題報告書の作成

中間評価、本評価後に集計した自己評価データから各学校の重点目標達成に向けた課題を明確にし、【様式4】課題報告書（P 13 図4参照）に3つまで記入します。

- (1) 各学校が選択又は作成した質問項目のNo.及び質問項目を記入します。
- (2) 各項目の評価ポイント、評価を記入します。
- (3) 評価結果を踏まえた具体的な改善策を記入します。

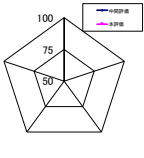
教職員がつけた自己評価のSを4点、Aを3点、Bを2点、Cを1点として得点化して平均値を出しS、A、B、Cの評価をつけます。

評価のめやすは、S：3.4以上、A：2.6以上、B：2.0以上、C：2.0未満とします。

- (4) 本評価についても同様に作成します。

[図4【様式4】 課題報告書]

様式4 令和4年度新産市学校評価システム 課題報告書 記入例

		学校名	学校		
		実施日	令和	年	月 日
No.	質問項目	評価結果を踏まえた具体的な改善策		中間評価ポイント	評価 S/A/B/C
				本評価ポイント	評価 S/A/B/C
	中間評価	* 教職員の自己評価を踏まえ、学校としての改善策を書く。上段に中間評価、下段に本評価について書く。		2	B
	本評価	* 学校関係者評価委員の評価を踏まえ、学校としての改善策を書く。上段に中間評価、下段に本評価について書く。		2.8	A
	中間評価	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 教職員がつけた自己評価のSを4点、Aを3点、Bを2点、Cを1点として得点化して平均値を出し、A、B、Cの評価をつけます。 (コンピュータ業務補助員が集計します) 評価のめやすは、S:3.4以上、A:2.6以上、B:2.0以上、C:2.0未満とします。 </div>			
	本評価				
	中間評価				
	本評価				
総 評					
	中間評価	* 上段に中間評価、下段に本評価について書く。上記具体的な改善策についてさらに、短期、中期、長期的な観点から改善策について記す。			
	本評価				



学校運営協議会による評価の実施

- (1) 学校運営協議会による評価は、学校運営協議委員（保護者、地域住民、当該対象学校の校長、学識経験者等）により構成された委員が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行います。

- (2) 学校運営協議会による評価の内容は、以下の3点です。
- ① 学校の自己評価が適切に行われたかどうかを評価します。
 - ② 教育活動その他学校運営の改善に向けた取組が適切か評価します。
 - ③ 学校運営協議会による評価書を作成します。

8 保護者・地域・児童生徒へのアンケートの実施

より客観的な評価のために、保護者や地域の方々、児童生徒を対象にしたアンケートを実施して、自己評価や学校運営協議会による評価の資料として活用し、より精度の高い学校評価を行うことが考えられます。

同一の項目について、学校の自己評価、保護者の意識・児童、生徒の意識を比較することによって、違いに目を向けることも有効です。また、アンケートについては「学校の教育について」「家庭の教育について」「児童生徒について」を盛り込んでいくと有効です。

9 自己評価・学校運営協議会による評価結果の公表

(1) 自己評価結果の公表

- ① 自己評価結果の公表内容については、評価結果及びその分析に加えて、それらを踏まえた今後の改善方策について併せて公表することが適当です。
- ② 自己評価結果を公表するにあたっては、当該学校の児童生徒の保護者に対して広く伝えることができる方法により行うことが求められます。その方法として、例えば、学校だよりに掲載する、PTA総会等の機会に保護者に対して説明する等が考えられます。
- ③ さらに、保護者のみならず広く地域住民等に伝えることができる方法により行うことが適当です。その方法として、例えば、学校のホームページに掲載する、地域住民等が閲覧可能な場所に掲示する等が考えられます。

(2) 学校運営協議会による評価結果の公表

学校運営協議会による評価結果の公表についても、上記「(1)自己評価結果の公表」①から③までの例により行います。

(3) 新座市での結果の公表

- ① 学校のホームページに【様式2】自己評価結果（図5参照）、【様式3】学校運営協議会による評価結果（P10 図3参照）を掲載します。

[図5 【様式2】 自己評価結果]

様式2 令和 年度新座市学校評価システム 自己評価シート (教職員用)

- S: 目標(設定した項目)を完全に達成できた状況(目標を大きく上回る)
- A: 目標(設定した項目)をほぼ達成できた状態 (達成度9割以上)
- B: 目標(設定した項目)を達成できなかった状態(達成度7割以上)
- C: 目標(設定した項目)を達成できなかった状態(達成度7割未満)

目指す学校像 (重点目標)	
------------------	--

評価項目	質問項目	評価の分布状況		評価 ポイント (1~4点)	評価								
		0%	10%			20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%
組織運営												3.21	A
学力向上												3.25	A
豊かな心の育成												3.41	S
健康・安全・体力の向上												2.33	B
保護者・地域との連携協力												2.41	B

② 新座市のホームページには、5つの大項目について【全小学校】【全中学校】【市内全体】3つの評価結果を掲載します。

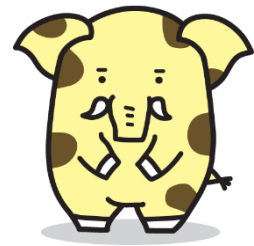
※ 市全体での大項目別の集計について

- ア 各校が選択した質問項目の評価を数値化し、大項目別に平均化する。
- イ 平均化した【評価ポイント】【評価】【S~C分布グラフ】を公表する。



10 参考

- ・新座市学校評価システム推進マニュアル（平成20年3月）
- ・学校評価ガイドライン（平成28年改訂 文科省）
- ・学校評価システムの手引き（平成30年4月 埼玉県教育委員会）
- ・学校評価システム実施要項（令和2年4月 埼玉県教育委員会）



新座市教育委員会学校教育部教育支援課
〒352-8623 埼玉県新座市野火止 1-1-1
電話：048-477-7142(直通)
FAX：048-482-0137
H P：<http://www.c-niiza.ed.jp/>
E-mail：kyo-shien@city.niiza.lg.jp